

受益者負担の基本的な考え方

平成18年11月

近 江 八 幡 市

目 次

1 . 趣 旨	2
2 . 定 義	3
3 . 受益者負担の現状と課題	3
4 . 受益者負担の見直し対象	4
5 . 経費の範囲	4
(1) 使 用 料	
(2) 手 数 料	
(3) 実費徴収金	
6 . 経費の削減努力	8
7 . 利用者・利用率の増加を図るための努力	8
8 . 受益者負担のあり方の基本的な考え方	9
(1) 基本的な考え方	
(2) 使用料の見直し	
(3) 手数料の見直し	
(4) 実費徴収金の基本的な考え方	
9 . 目的外利用の取扱	14
10 . 定期的な見直し	14
11 . 減免基準の明確化	14
(1) 使用料の減額・免除の取扱い	
(2) 手数料の減額・免除の取扱い	
12 . 市民への説明責任など	16
< 資 料 >	
受益者負担のあり方検討資料	17

1.趣旨

地方分権一括法の施行以来、国や県から市町村への権限移譲が進んでくる一方、国や県の財政構造改革の実施により国・県支出金（負担金、補助金、交付金）の削減、地方交付税の抑制、税源移譲などが進められていることは、地方公共団体に、経営主体としての自主・自立をより一層求められていることでもあります。

また、長引く経済不況の影響から歳入の根幹である市税の大幅な伸びを期待できない状況にある中で、地方公共団体が経済成長期のような右肩上がりの時代をイメージした財政運営を続けることは困難です。

近江八幡市経営改善基本計画の財政シミュレーションでは、今後の市の財政状況はさらに悪化し、現状のまま行財政運営を進めていくと、その負担（つけ）は次世代に転嫁されることとなります。このような状況を避けるためにも業務の効率性と公費負担のあり方について検討を加える必要があります。

特に、住民に直結したサービスの比重が大きい市町村においては、サービスと受益に対する負担を見直していくことは避けられません。

しかし、財政危機だけに着目し使用料や手数料を見直すと歳入の確保だけが目的となってしまう、財政的な余裕ができれば値下げをするといった考え方になりかねません。

このようなことから、今回、使用料や手数料等の受益者負担の見直しを行うにあたっては、財政運営の透明性と受益者負担の公平性や公正性の確保と業務の効率的な運営を推進することを目的とします。

したがって、公共サービスの行政関与および民間委託等に関する指針（平成17年12月策定、以下「行政関与等の指針」という。）に基づき、適正な受益者負担を求めるための基本的な考え方をここに示します。

2. 定義

受益者負担とは、特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるものです。

現在、本市が求めている受益者負担については、分担金、負担金、使用料、手数料及び実費徴収金があります。

分 担 金： 地方公共団体の長が課する受益者負担金の一種で、政令で定めるほか、地域に関係のない特定の者又は、地方公共団体の地域的な一部に対し利益のある業務に関し、その必要な経費に充てるため当該業務により特に利益を受ける者から、その受益の限度において条例に基づき徴収するものです。

負 担 金： 地方公共団体が、法令、条例等に基づき市民に課するものです。

受益者負担金、原因者負担金、損傷者負担金があります。

使 用 料： 公の施設を利用又は行政財産を目的外に使用させた場合、条例に基づき徴収するものです。

手 数 料： 地方公共団体が当該団体の事務で、特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を償うため又は報償として条例に基づき徴収するものです。

実費徴収金： 手数料などのように地方公共団体が公権力に基づいて徴収するものではなく、私法上の契約関係に基づき実費経費を徴収するものです。（条例等に基づきません。）

3. 受益者負担の現状と課題

分担金、負担金、使用料、手数料の根拠法令、実例、現状と課題などについては、別表「受益者負担のあり方検討資料（17ページ参照）」にまとめています。

特に、行政運営のうえで課題等があるものについては、受益者負担の観点から行政関与等の指針に基づき受益者負担の見直しを行う必要があります。

4. 受益者負担の見直し対象

原則として、全ての受益者負担を見直しの対象とします。

ただし、受益者負担には、法律、政（省）令などにより基準が定められているものは対象から除きます。また、そのサービスの提供において、全国的に統一的な取扱いを行うべきであるなどの理由により、国が法律、政（省）令、告示、通達などにより基準を定められているものも対象から除きます。

しかし、国の基準に基づいていても市独自の減免措置等を実施しているものがある場合は、検討の対象に含めます。

5. 経費の範囲

(1) 使用料

民間においては、一般的に次の原価構成費用を回収することを前提に、使用料等を設定されていると考えられますが、これまで本市において使用料を設定する際には、費用の回収といった考え方で算定されていませんでした。

ところが、公の施設及び行政財産（以下「公の施設等」という。）に係る経費としては、用地の取得費、建物の建設費から日常的な維持管理費まで様々な経費が発生しています。

これらの経費について改めて精査したうえで、受益者負担の対象とするべき経費を明らかにし、市民の理解が得られる妥当な範囲で使用料を見直す必要があります。

したがって、使用料は、原則として次の原価構成費用に基づき算定し、見直すこととします。

ア) 原価構成費用

区 分	原 価 構 成 費 用
使 用 料	土地、建物、備品、 経常的維持管理経費（人件費、需用費、役務費、使用料及び賃借料など）

イ) 原価構成費用の算定基礎

項 目	算 定 基 礎
土 地	<p>施設用地が借地の場合は、年間の賃借料を経常的維持管理経費に計上する。</p> <p>市有地等の場合は、固定資産税の評価額を参考に算定します。</p> <p>地代相当額 = 土地評価額 × 5%</p> <p>・土地評価額 = 近傍(宅地) 1㎡あたりの評価額 × 総面積</p> <p>・総面積 = 駐車場等を含めた施設用地の総面積とする。</p>
建 物	<p>賃借物件の場合は、年間の賃借料を経常的維持管理経費に計上する。</p> <p>賃借物件以外の場合は、次により算定する。</p> <p>年間家賃相当額 = (取得価格 × 90%) ÷ 耐用年数</p> <p>・耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令による</p> <p>・取得価格 = 建築価格 国庫(県)補助金</p> <p>・建築価格 = 工事請負金額と設計管理費の合計額</p>
備 品	<p>備品の減価償却費を計上する</p> <p>減価償却費 = (取得価格 × 90%) ÷ 耐用年数</p> <p>・耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令による</p> <p>・取得価格 = 購入価格 国庫(県)補助金</p> <p>・寄付の場合は、更新する場合の購入価格を参考にしてください。</p>
経常的維持管理経費	<p>施設を運営し、維持するために要する経費を計上する。(但し、施設改修費などの臨時的な経費は除く)</p> <p>備品の維持管理経費(リース料など)</p> <p>人件費に関しては、施設の管理運営に要する時間、施設の貸し出し等の事務経費に要する時間から算出する</p> <p>・人件費 = 所要時間 × 基準時間単価</p> <p>・基準単価は、職員の平均単価により決定する</p> <p>・維持管理経費 = (+ +) - 国庫(県)補助金</p>

経常的維持管理経費については、原則として直近3年間の決算額の平均額とします。

(2) 手数料

手数料は、使用料と同じように全ての経費について改めて精査したうえで、受益者負担の対象とするべき経費を明らかにし、市民の理解が得られる妥当な範囲で手数料を見直す必要があります。

手数料は、原則として次の原価構成費用に基づき算定することとします。

ア) 原価構成費用

区 分	原 価 構 成 費 用
手 数 料	備品、経常的事務経費（人件費、需用費、役務費、使用料及び賃借料など）

イ) 原価構成費用の算定基礎

項 目	算 定 基 礎
備 品	<p>備品の減価償却費を計上する $\text{減価償却費} = (\text{取得価格} \times 90\%) \div \text{耐用年数}$</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令による 取得価格 = 購入価格 国庫（県）補助金
経 常 的 事 務 経 費	<p>証明等の発行に要する経費を計上する 申請書用紙等の作成にかかる経費 証明書等用紙作成及び記載にかかる経費 人件費に関しては、申請書等の受付から証明書等の交付、料金の受領までの実作業に要する時間から算出する</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費 = 所要時間 / 60 × 基準単価 基準単価は、職員の平均単価により決定する 複数で処理する場合には、延べ時間とする 対象事務経費 = (+ + +) - 国庫（県）補助金

経常的事務経費については、原則として直近3年間の決算額の平均額とします。

(3) 実費徴収金

実費徴収金は、分担金、負担金、使用料及び手数料のように地方公共団体が定めた条例に基づく公権力により徴収するものではありません。

実費徴収金の基本的な法律関係は、私法上の契約関係であると解され、法令、条例、規則等に根拠を持たずに経費を回収するために実費を徴収するものです。

市の事務として行われる場合は、実費徴収額を歳入予算として計上しなければなりません。

一般的には、(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入、(節) 実費弁償金に計上することとなります。

参考 地方財務実務提要より抜粋

【例】 駅伝大会の参加費の性格

Q 教育委員会が主催して、毎年駅伝大会を実施し、参加チームから参加費を徴収し、その所要経費の一部に充当している。この参加費の徴収についての条例、規則は定めていない。この場合、条例、規則に根拠なく参加費を徴収するのは地方自治法に違反するのではないか？

A 駅伝大会は、参加者（特定の者）の健康増進もさることながら、むしろ地域住民の健康意識を啓発することにより個人がそれぞれに健康に留意し、健康づくりを進めることとなり、ひいては住民全体の健康の増進につながることを主眼としていると思います。

地方公共団体が主催する駅伝大会が一私人の要求に基づき主としてその者（特定の参加者）の利益のために行われる事務であるとは考えにくいところであることから、一般的には、この参加費を手数料として徴収するのは適当でないと考えます。

しかし、駅伝大会には、参加者に対して健康増進の機会を直接与えられるなどの利益を与え、地方公共団体が応分の経費を支出したことは事実です。

このような場合に、地方公共団体がその経費をまったく回収できないのでしょうか。

地方公共団体と参加者との間には、参加申し込みという双方の合意に私法上の契約関係が成立することとなりますので、その実費を徴収することも可能であると解します。すなわち条例を要することなく、経費回収の目的のために実費を徴収することができると解します。

経費の範囲

実費徴収の金額の設定にあたっては、手数料などと同様に全ての経費について改めて精査し、受益者負担の対象とすべき経費を明らかにする中で、市民の理解が得られる妥当な範囲で実費徴収する額を設定する必要があります。

したがって、実費徴収の額の算定に際して、原則として次の原価構成費用に基づき算定することとします。

ア) 原価構成費用

区 分	原 価 構 成 費 用
実費徴収金	経常的事務経費（報償費、旅費、人件費、需用費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料など）

イ) 原価構成費用の算定基礎

項 目	算 定 基 礎
<p>経 常 的 事 務 経 費</p>	<p>講座、大会、教室等の開催にかかる 募集用ビラ等の作成にかかる経費 講師等の謝金、旅費にかかる経費 教室で使用する材料費にかかる経費 会場の使用料にかかる経費 器具等の借上げが必要な場合は、その使用料にかかる経費 スポーツ教室などの場合に必要な保険料など 人件費に関しては、講座、大会、教室などの実作業に要する時間から算出する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 = 所要時間 × 基準時間単価 ・ 基準単価は、職員の平均単価により決定する。 ・ 複数で処理する場合には、延べ時間とする ・ 対象事務経費 = (~ の合計) - 国庫(県)補助金

6. 経費の削減努力

受益者負担の見直しを行うにあたって、維持管理経費や事務経費等を算定の基礎とすることから、市民への説明責任の観点から経費の節減に努めなければなりません。

7. 利用者・利用率の増加を図るための努力

公の施設等の効率的な運営による管理運営費及び負担割合（公費と受益者の負担率）から使用料を設定する場合、利用者数や利用回数（率）との関係についても考えなければなりません。

使用料収入は「員数（利用者数、利用回数・利用率）× 単価（使用料）」によって求められるものであり、使用料収入の確保のためには、使用料単価の問題もさることながら、サービスの向上等による利用者数、利用回数（率）の増加に向けた努力が求められます。

また、一般的に使用料の値上げは利用者数、利用回数（率）の減少につながる要因と考えられることから、個々の施設の使用料の見直しにあたっては、使用料と利用者数、利用回数（率）との関係に十分配慮した検討が必要です。

8. 利用者負担のあり方の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

公の施設等の使用料の見直しにおいて、利用者の理解が得られる応分の負担を求めていくためには、施設の管理運営費の精査や行政関与等の指針に基づく行政の関与度の検証などを行い、受益者負担の範囲や積算内容を明確にするなど受益者の負担のあり方について検討しなければなりません。

また、使用料は、公の施設等の使用者、サービスの受益者等が必要な費用を負担するものであり、行政関与等の指針に基づき行政サービスの性質等を次の4つに区分し、原則として各受益者負担率を設定することとします。

必需的サービス（受益者負担率 原則 0 %）

市民の日常生活において、ほとんどの人が必要とするサービス

【例】義務教育施設、消防、市道・河川（市道・河川管理）等

非市場的サービス（受益者負担率 原則 50 %）

市場原理では、提供されにくく、行政が中心に提供するサービス

【例】公民館（社会教育講座）、上下水道、一般家庭ごみ 等

選択的サービス（受益者負担率 原則 50 %）

個人によって必要性が異なるサービス

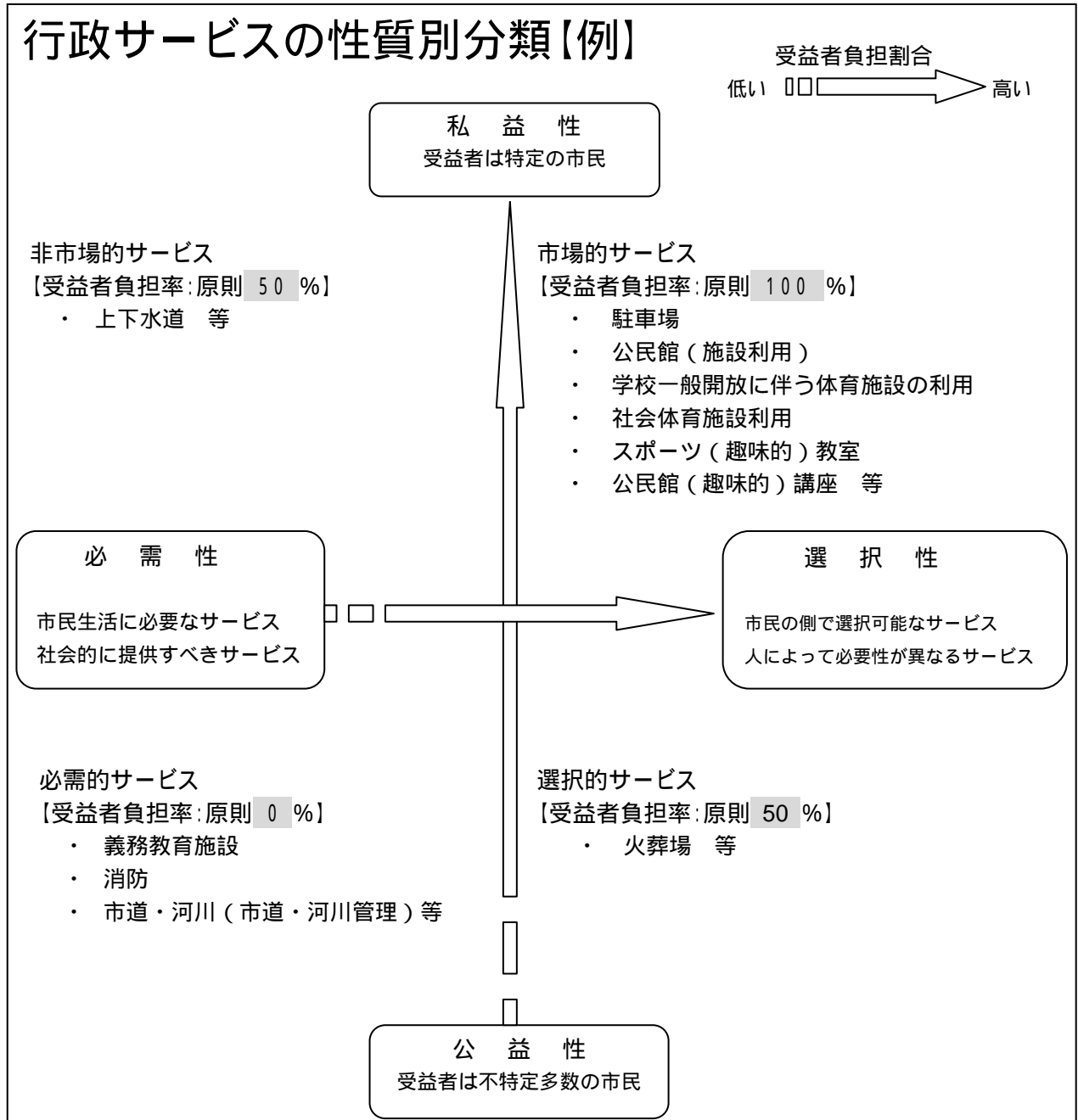
【例】火葬場 等

市場的サービス（受益者負担率 原則 100 %）

市場原理により民間においても同様のものが提供可能なサービス

【例】駐車場、社会体育施設利用、公民館（施設利用）、スポーツ（趣味的）教室、公民館（趣味的）講座 等

行政サービスの性質別分類【例】



（ 2 ） 使用料の見直し

使用料の見直しにあたっては、次のことを明確にしなければなりません。

公の施設等の管理運営などの業務における経費の削減策

利用者数の増加策

使用料算定の根拠

また、使用料算定にあたって、次のとおり例を示しますので参考にしてください。

(例1) 使用料算定の方式

【貸館使用料の算定】(公民館、文化会館など)

管理運営費(1㎡あたり)

$$= \text{管理運営費} \div \text{建物面積}$$

時間単価(1㎡あたり)

$$= \text{管理運営費(1㎡あたり)} \div \text{年間開館時間}$$

原 価

$$= \text{時間単価(1㎡あたり)} \times \text{貸館面積}$$

1時間あたりの使用料単価

$$= \text{原 価} \times \text{性質別負担割合}$$

(性質別負担割合は、7頁「行政サービスの性質別分類に基づく負担割合」を参照)

時間による利用区分「午前・午後・夜間」による使用料

$$= \text{1時間あたりの使用料単価} \times \text{使用時間} \times \text{係数(\%)}$$

$$\text{午前：午前9時から正午まで(3時間)} \quad [\text{午前の使用料} = \quad \times 3 \times 100 \%]$$

$$\text{午後：正午から午後5時まで(5時間)} \quad [\text{午後の使用料} = \quad \times 5 \times 100 \%]$$

$$\text{夜間：午後5時から午後10時まで(5時間)} \quad [\text{夜間の使用料} = \quad \times 125 \%]$$

土曜日、日曜日、祝日の使用料金

$$= \text{利用区分料金} \text{の計算式の係数を150\%とする}$$

使用料 = 100円未満は、切り捨てとする。

ただし、100円に満たない場合は、100円とする。

建物面積 = 延べ床面積 - 共用面積

共用面積 = 便所、通路、ホール等(事務所、書庫、機械室を除く)

管理運営費 = コスト算定により積み上げた年間経費(原価構成費用の算定基礎)

貸館面積 = 貸館の対象となる会議室等の面積

各施設の性質に応じ時間単価又は利用区分による使用料の設定を行います。

(例2) 使用料算定の方式

【入館料の算定】(資料館、かわらミュージアムなど)

受益者負担総額

$$= \text{管理運営費} \times \text{性質別負担割合}$$

(性質別負担割合は、7頁「行政サービスの性質別分類に基づく負担割合」を参照)

使用料単価(入館料単価)

$$= \text{受益者負担総額} \div \text{目標大人利用人員}$$

利用区分「一般、学生等・幼児」

一 般 : 使用料単価の100%

学生等 : 小学生、中学生については、一般の50%

団 体 : 10人以上の場合は、一般及び学生の単価の80%

管理運営費 = コスト算定により積み上げた経費(原価構成費用の算定基礎)

使用料単価 = 100円未満は、切り捨てとする。

ただし、100円に満たない場合は、100円とする。

使用料収入 = 受益者負担総額 - 年間減額・免除額

1) 激変緩和措置等

管理運営費に基づく使用料算定の方式は、金額の設定の根拠となりますが、使用料などの値上げにより利用者の大幅な減少を招き、再度、使用料を値上げするという悪循環に陥らないよう次のような配慮が必要です。

使用料などの金額が大幅な値上げが必要となる場合には、激変緩和措置として、改定上限率（別表）の設定の考え方を導入することも必要です。

これまでの金額設定の際に配慮されてきた他都市、民間類似施設の使用料設定状況を参考とした激変緩和措置の導入も考えられます。

別表

改定上限率の設定

受益者負担額（使用料など）の金額が算定された結果、現行の受益者負担額を大幅に上回る場合には、利用者に急激な上昇が生じます。これを緩和するために改定率の上限を原則として設定します。

改定上限率

現行料金との差額	100円以下	101円以上 500円以下	501円以上 2,000円以下	2,001円以上 10,000円以下	10,001円以上
改定上限率	100%	50%	40%	30%	20%

改定上限率による激変緩和を行う場合、100円未満は切り上げとします。

2) 利用者区分

受益者負担の公平性を確保するため、原則として市外利用者や年齢等の区分を設定します。

年齢等による利用区分（資料館、かわらミュージアムなど）

区分	一般	学生等	幼児	障がい者	70歳以上
利用率	100%	50%	0%	50%	50%
備考	高校生以上	中学生・小学生	小学生未満	障がい者手帳所有者（介助者を含む）	

団体による利用区分（資料館、かわらミュージアムなど）

10人以上の場合は、一般、学生等単価の80%とします。

市民以外の利用区分（公民館などの貸館）

市民以外の利用割増は、規定する料金の2倍とします。

(3) 手数料の見直し

手数料は、行政サービスの受益者からその役務等の提供に要する費用を徴収するものです。この役務等の提供は個人の必要により生じるものであることから、その受益者負担率は原則として100%とします。

また、手数料の金額については、100円未満切り捨てとします。但し、100円に満たない場合は、100円とします。

なお、法律、政(省)令等に基づくものは、これらの基準に基づき定めるものとし、当該コスト算定から除きます。

1) 激変緩和措置等

使用料と同様とします。

(4) 実費徴収金の基本的な考え方

実費徴収金の対象となるサービスには、主に趣味的な教室、講座、大会などが該当するものと考えます。

まず、これらの行政サービスを実施するに際して、行政関与等の指針に基づき「市は、この仕事に関わるべきか」、「民間等で実施できないのか」などの原点に立ち返った検証が必要となります。

行政の関与が必要となった場合、実費徴収は、法律、政(省)令、通達、条例等に基づく公権力による費用の徴収ではありませんので、実費徴収する金額についての設定根拠を明確にする必要があります。

また、実費徴収金は、教室、講座、大会などへの参加申し込みにより、私法上の契約関係に基づき受益者からそのサービスに要する実費を徴収するものであることから、その受益者負担率は原則として100%とします。

実費徴収の金額については、100円未満切り捨てとします。但し、100円に満たない場合は、100円とします。

なお、教室、講座、大会等における金額の設定は、教室ごとに金額の算定を行うなど適切な金額設定が必要となります。

9. 目的外利用の取扱い

公の施設において、施設の有効活用と施設利用の拡大の観点から設置目的外の利用は検討の余地があると考えられます。

市が公の施設等を設置目的外の利用を認めた場合は、受益者負担率を100%の取り扱いとします。

また、営利を目的とする商品の展示又は展示販売する場合は、規定する使用料の2倍とします。

10. 定期的な見直し

本市の使用料は、公の施設等を設置した時点において設定され、今日まで料金の改定はあまり行われていません。

昨今の社会経済情勢の変化によりサービス内容の変化や経費の増加等を考慮しながら、受益者負担の公平性・公正性を確保するために原則3年に一度見直すこととします。

また、手数料についても使用料と同じように原則3年に一度見直すこととします。

11. 減免基準の明確化

(1) 使用料の減額・免除の取扱い

公の施設等は、「有料」での利用を原則としたものであっても、市が主催する行事等のために使用する場合や国又は他の地方公共団体が主催する行事等のために使用する場合などを対象に使用料の減額・免除を行っています。

しかし、こうした減額・免除の取扱いの根拠となる減免規定については、条例、

規則あるいは要綱による場合などがあり、その軽減割合、金額についても施設間でばらつきが見られます。

こうしたことから受益者負担の公平性・公正性を確保するためには、取扱い基準の統一を図る必要があります。

また、基準をそのまま適用することに無理がある場合には、公の施設等の個々の事情を勘案しながら基準を大きく逸脱することのない範囲で、個々に規定を設けることができるものとします。

< 減免基準 >

市が主催する行事等のために使用する場合は免除

当該施設の指定管理者等（管理運営団体）が設置目的を達成するために使用する場合は免除

国又は他の地方公共団体が主催する行事等のために使用する場合は50%の減額

市が共催する行事等のために使用する場合は50%の減額

市長が特別の理由があると認めた場合は、その都度市長が定める額を減額又は免除

(2) 手数料の減額・免除の取扱い

使用料と同様、減額・免除の取扱いが明確になっていないことから、取扱い基準の統一を図ることとし、減額・免除する範囲は、できるだけ限定します。

また、特別な事情がある場合は、個々の事情を勘案しながら基準を大きく逸脱することのない範囲で、個々に規定を設けることができるものとします。

< 減免基準 >

本市、国又は地方公共団体が行政目的に必要なときは免除

法令等の規定に定められている場合は、減額又は免除

生活保護などの公的扶助を受けている者及び天災等により負担が困難な者で減額又は免除が必要と認めるとき

市長が特別の理由があると認めた場合は、その都度市長が定める額を減額又は免除

12. 市民への説明責任など

市民に応分の負担を求めていくためには、使用料、手数料等の算定方式を管理運営費や受益者負担の考え方などの根拠を明確にしながら、市民にわかりやすく説明し、周知を図る必要があります。

受益者負担のあり方検討資料

区分	分担金	負担金	使用料	手数料
根拠法令	地方自治法第224条 特別の行政サービスに関し、その必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収する。	関係法令等 それぞれの法律に基づき徴収するものであり、内容的には受益者負担金、原因者負担金、損傷者負担金などに区分することができる。また、分担金と同様、特別の行政サービスに関し、その必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収する。	地方自治法第225条 行政財産の目的外使用又は公の施設の使用に対し徴収する。	地方自治法第227条 特定の者のためにする事務につき対価を徴収する。
	事例	市営土地改良事業分担金	老人ホーム入所負担金、保育所入所負担金、基本健康審査負担金など	各所属で管理している公共施設の使用料、幼稚園の授業料、看護専門学校の入学金や授業料など
徴収根拠	条例に基づき徴収	負担金は、次に基づき徴収する 分担金の規定を準用し条例に基づき徴収する。 関係法律の政令や規則に基づき徴収する。 議会の議決により徴収する。	条例に基づき徴収	条例に基づき徴収
現 状	設定時	負担金は次により比較、検討し設定してきました。 国の基準 他団体における負担水準	使用料は次により比較、検討し設定してきました。 国の基準 市の類似施設の使用料 他団体における使用料水準	手数料は次により比較、検討し設定してきました。 国の基準 他団体における手数料水準
	改定時	負担金の改定は次の見地から改定してきました。 国の基準の改定に準ずるもの 他団体との比較	使用料の改定は次の見地から改定してきました。 国の基準の改定に準ずるもの 市の類似施設との不均衡が生じているもの 他団体の施設との比較 管理運営費が増大しているもの	手数料の改定は次の見地から改定してきました。 国の基準の改定に準ずるもの 他団体との比較
課 題		関係法令の基準以内において、市独自の減免措置がなされている。	使用料の算定には、投資に要した費用の回収や管理運営（人件費を含む）に要した費用の回収などの民間の発想は採用されず、管理運営コストに基づく明確な基準による設定がされていない。 使用料として徴収可能であるにもかかわらず無料によるサービスの提供を行っている場合がある。 社会情勢が変化してきているにもかかわらず定期的な使用料の見直しがされていない。	手数料の算定には、投資に要した費用の回収や人件費を含む業務に要した費用の回収などの民間の発想は採用されず、管理運営コストに基づく明確な基準による設定がされていない。 手数料として徴収可能であるにもかかわらず無料によるサービスの提供を行っている場合がある。 社会情勢が変化してきているにもかかわらず定期的な手数料の見直しがされていない。
対 応 策		市独自の減免措置がなされているものについては、受益者負担の原則の観点からの検証が必要。 減免措置を行うことにより過剰なサービスとなっているものについては、減免措置の廃止などの改正を行う	管理運営コストに基づく明確な基準 基準が必要となる 無料によるサービスの提供 過剰なサービスとなっていないか受益者負担の観点から検証する必要があるため基準が必要 定期的な見直し 市としての見直し方針を提示する	管理運営コストに基づく明確な基準 基準が必要となる 無料によるサービスの提供 過剰なサービスとなっていないか受益者負担の観点から検証する必要があるため基準が必要 定期的な見直し 市としての見直し方針を提示する